



2021年10月29日

各 位

会社名 日本ガイシ株式会社
(登記社名 日本碍子株式会社)
代表者名 代表取締役社長 小林 茂
(コード番号 5333 東証・名証各第1部)
問合せ先責任者 財務部長 津久井 英明
(TEL 052-872-7230)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2021年7月6日付にて訴訟を提起され、2021年10月29日にその訴状を受領しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟を提起された裁判所及び年月日

- (1) 提起された裁判所：名古屋地方裁判所
- (2) 訴訟が提起された年月日：2021年7月6日
- (3) 当社への訴状送達日：2021年10月29日

2. 訴訟を提起した者の概要

別紙をご参照下さい。

3. 請求の内容及び請求額

- (1) 請求の内容：損害賠償請求訴訟
- (2) 請求金額：1億5,139万2,337.48米ドル(168億2,877万2,234円)
及びこれに対する遅延損害金

4. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

本訴訟は、2018年1月、ピーティール・パイトン・エナジーが運営するインドネシア所在の火力発電所(以下「本発電所」)において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング(2010年製)の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

5. 当社の考えと今後について

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

なお、本訴訟に伴い当社の業績に重要な影響を与える事項が発生した場合には速やかにお知らせ致します。

以 上

別紙

第 1 原告

(1)	名称	ピーティー・パイトン・エナジー
(2)	所在地	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州中央ジャカルタ市タナ・アバン、ゲロラ、アジア・アフリカ通り8番、セントラル・セナヤンⅡビル 5 階
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役社長 宮崎浩一郎

第 2 原告

(1)	名称	ピーティー・アスランシ・エムエスアイジー・インドネシア
(2)	所在地	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州南ジャカルタ市クバヨラン・バル、スナヤン、ジェンドラル・スディルマン通り 61-62、スミットマスⅡビル 15 階
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役副社長 ベルナルドゥス・プリヨノ・ワナンディ

第 3 原告

(1)	名称	ピーティー・アスランシ・トゥグ・プラタマ・インドネシア・ティービーケー
(2)	所在地	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州南ジャカルタ市セティアブディ、カレット・クニンガン、カレット、ラスナサイド通り C8-9 、ウスマ・トゥグⅠビル
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役社長 インドラ・バルナ

第 4 原告

(1)	名称	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
(2)	所在地	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク L-2540、エドワード・ステーション通り、2
(3)	代表者の役職・氏名	シンガポールにおける最高経営責任者兼代表者 ディディエ・ベロー

第 5 原告

(1)	名称	HDI Global SE
(2)	所在地	ドイツ連邦共和国ハノーバー市エイチディーアイプラッツ 1
(3)	代表者の役職・氏名	代表者 ウヴェ・ヨーゲン・シーヴェス

第 6 原告

(1)	名称	三井住友海上火災保険株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表者代表取締役 船曳真一郎

第 7 原告

(1)	名称	損害保険ジャパン株式会社
(2)	所在地	東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表者代表取締役 西澤敬二

第 8 原告

(1)	名称	東京海上日動火災保険株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表者代表取締役 広瀬伸一

第 9 原告

(1)	名称	トーキョー・マリン・キルン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド
(2)	所在地	シンガポール共和国 048946 マーケット・ストリート 138、キャピタグリーン、#03-04
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役 アレクサンダー・ドュガン

第 10 原告

(1)	名称	アライド・ワールド・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
(2)	所在地	パミューダ HM08 ペンブローク、リッチモンド・ロード 27
(3)	代表者の役職・氏名	代表者会社秘書正式代表者 ミッシェル・エフ・ファーカン

第 11 原告

(1)	名称	カトリン・アンダーライティング・エージェンシー・リミテッド
(2)	所在地	英国 EC3V 0BG ロンドン市グレースチャーチ・ストリート 20
(3)	代表者の役職・氏名	代表者正式代表者 アラベラ・ラメージ

第 12 原告

(1)	名称	アスペン・マネージング・エージェンシー・リミテッド
(2)	所在地	英国 EC3M 3BD ロンドン市フェンチャーチ・ストリート 30、プランテーション・プレイス
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役 クリストファー・カール・ウィットモア・ジョーンズ

第 13 原告

(1)	名称	アジア・キャピタル・リインシュランス・グループ・ピーティーイー・リミテッド
(2)	所在地	シンガポール共和国 038986 テマセク・ブルバード6、サンテック・タワー・フォー、#08-01
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役 マーティン・アンドレアス・カウアー

第 14 原告

(1)	名称	マフレ・リー、カンパニー・デ・レアセグロス、エス・エイ
(2)	所在地	スペイン王国マドリッド市 28004 パセオ・デ・レコレトス 25
(3)	代表者の役職・氏名	代表者法務管理者兼会社秘書 フアン・マルティン・サンス・ロペス

第 15 原告

(1)	名称	アリアンツ火災海上保険株式会社
(2)	所在地	東京都港区元赤坂一丁目 6 番 6 号安全ビル
(3)	代表者の役職・氏名	代表者代表取締役 元田賢

第 16 原告

(1)	名称	エックスエル・インシュアランス・カンパニー・エスイー
(2)	所在地	アイルランド共和国ダブリン 2、セント・スティーブンス・グリーン 8
(3)	代表者の役職・氏名	代表者正式代表者 アラベラ・ラメージ

第 17 原告

(1)	名称	スター・インターナショナル・インシュランス(シンガポール)ピティイー・リミテッド
(2)	所在地	シンガポール共和国 048623 ラッフルズ・プレイス 50、シンガポール・ランド・タワー、#06-00
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役 フィリップ・フィンレイ

第 18 原告

(1)	名称	スコー・ラインシュアランス・アジア・パシフィック・ピーティイー・リミテッド
(2)	所在地	シンガポール共和国 068914 ロビンソン・ロード 160、#31-01
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役 クリストフ・マウリス・シュビヒティヒ

第 19 原告

(1)	名称	タルボット・アンダーライティング・リミテッド
(2)	所在地	英国 EC2R 8HP ロンドン市スレッドニードル・ストリート 60
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役 クリストファー・ラッシュ

第 20 原告

(1)	名称	エムエス・ファースト・キャピタル・インシュアランス・リミテッド
(2)	所在地	シンガポール共和国 048580 ラッフルズ・キー6、#21-00
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役 ラマスワミ・アサパン

以上